

お知らせ

7月の納税

(保険料を含む)

- 固定資産税 ②
- 国民健康保険税 ②
- 介護保険料 ①
- 後期高齢者医療保険料 ①

イベント

つくみ朝市

フリーマーケット募集中。

▼日時 7月11日(日) 9時～

▼場所 つくみ公園内

「コンテナ293号」

▼問い合わせ先

つくみ朝市実行委員会(鶴原)

☎090(4352)3801

相談

行政相談所開設

毎月第3水曜日

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼日時 7月21日(水)

10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室

(ハローワーク隣)

▼行政相談委員 葉師寺博昭
▼問い合わせ先
行政相談委員事務局
☎82・4115

無料法律相談

毎月第4木曜日

県司法書士会では、相続・遺言また空き家・消費者問題・借金トラブル、認知症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。お気軽にご相談ください。

▼日時 7月29日(木)

13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室

(ハローワーク隣)

※予約が必要です。

▼問い合わせ先

市民生活課 ☎82・2008

消費者の皆さん

困っていませんか？

毎月第1、第4水曜日

特殊詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい手口で、高齢者や若者を狙ってきます。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼7月の相談日時

7日・14日・21日・28日

10時～16時

▼場所 市民生活課内相談室

▼問い合わせ先

市民生活課 ☎82・2008

大分県司法書士会

定期相談会

毎月第3土曜日

被災関連のお悩み、親の認知症、相続、借金等の日頃のお悩みの相談に応じます。どんなお悩みでもお気軽にご相談ください。

※相談無料・予約優先

▼日時 7月17日(土)

13時～16時

▼場所 津久見市民会館2階

▼ご予約・問い合わせ先

大分県司法書士会事務局

☎097(532)7579

【予約受付】 月～金曜日

9時～17時 祝日休

市民図書館「新刊案内」

- ☆白鳥とコウモリ……………はくちょう 東野 圭吾
- ☆エレジーは流れない……………なが 三浦 しをん
- ☆掟上今日子の鑑札票……………おきてがみ きょうこ 西尾 維新
- ☆臨床の砦……………りんしょう とりで 夏川 草介
- ☆義士切腹……………ぎ し せつぷく 佐々木 裕一
- ☆生贄探し……………いけにえさが 中野 信子
- ☆おとな世代の暮らし替え……………せだい く が 岸本 葉子
- ☆野菜まるごと冷凍テクニック……………やさい れいとう 島本 美由紀

この他にも週一回のペースで本を購入しています。市民図書館にぜひ足をお運びください。

◆「図書館まつり」延期のお知らせ

毎年7月下旬に開催している「図書館まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期いたします。今後の日程は、決定次第、図書館ホームページ等にてお知らせいたします。



●問い合わせ先 / 市民図書館

☎85-0080

津久見市内職業別求人情報

(令和3年6月10日現在)

職業分類	求人数	
	フルタイム	パート
事務・管理職	3	1
営業・販売	10	18
接客・理美容・調理・サービス	16	20
介護・福祉	31	22
保育・教育	1	5
医療・看護・保険	16	6
製造・修理・保全・検査・印刷	41	13
技術職(建設・開発・IT)・専門職	19	1
建築・土木・電気工事	58	0
警備・施設管理・設備運転	23	4
運輸(運転)・配送	12	2
清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業	20	22
農業・林業・漁業	0	1

窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行

●問い合わせ先/津久見市ふるさとハローワーク

☎82-8609(開庁時間9時30分～17時)

公証人による無料相談会

毎月第4土曜日

▼日時 7月24日(土)

9時30分～11時30分

▼場所 津久見市公民館研修室

▼内容 遺言、離婚給付、任意後見、家族信託、その他契約一般についての公正証書に関する相談

※予約が必要です。予約者がいない場合は開催しません。

▼予約先 大分公証人合同役場

☎097(535)0888

不動産のもめ事で困っていませんか？

奇数月第2月曜日

(社)大分県宅地建物取引業協会白津支部では、宅地建物の取引や借家に関する相談所を開設いたします。相談は無料、相談者の秘密は厳守します。

▼日時 7月12日(月)

10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室

▼問い合わせ先 (社)大分県宅地建物取引業協会白津支部

☎62・5676

きこえとことばの教育相談会

大分県立聾学校では、きこえやことばが気になるお子さまについての巡回教育相談会

を実施します。どうぞお気軽に相談にお越しください。

相談無料・個別相談・秘密厳守

▼日時 8月4日(水)

9時30分～15時30分

▼場所 佐伯教育事務所 (佐伯総合庁舎)

▼相談内容

○育児や学習、生活についての相談

○就学転学についての相談

○聴覚障がい教育に関する情報提供

○医療・福祉・保健・教育期間等との連携 など

▼相談対象 18歳までのお子さまおよびその関係者

▼相談申込 大分県立聾学校へ ☎またはFAXでお申し込みください。

▼申込締切 7月21日(水)

▼申込・問い合わせ先 大分県立聾学校

☎097(543)2047

FAX 097(546)2111

その他のお知らせ

9月受講生募集 (ハロートレーニング)

受講料は、無料です。詳しくは、お問い合わせください。

▼募集コース

電気システム科

▼訓練期間

9月2日(木)～

令和4年2月28日(月)

▼募集期間

7月1日(木)～7月30日(金)

説明会を7月13日(火)行います。

▼問い合わせ先

ポリテクセンター大分

☎097(529)8615

ワクチン接種詐欺に注意！

「コロナ詐欺」に関する相談を受け付けています

ワクチン接種等に関して電話で口座情報などを聞いたりATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

【相談事例】

「新型コロナウイルスワクチンが優先的に接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。

電話やメールなどでお金絡みの話がたら、すぐに家族や警察に相談しましょう！

◇新型コロナウイルス詐欺 ☎0120(797)188

◇警察総合相談 ☎91110

◇消費者ホットライン ☎188(イヤヤ！)

10～16時(土日祝も実施)

◇消費生活相談 ☎82・2008

市役所相談日 水曜日

10～16時 市役所相談室

年金だより

国民年金保険料 免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料の納め忘れがあると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

手続きは、住民登録をしている市町村国民年金窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または、市役所の年金担当窓口へ備え付けてあります。

令和3年度の免除等の受付は、令和3年7月1日(木)から開始され、令和3年7月から令和4年6月までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって相当程度まで所得低下の見込みがある場合、特例で国民年金保険料が免除される場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 佐伯年金事務所 健康推進課 国保年金班

☎0972-22-1970(案内2) ☎82-4111 内線132

都市計画道路の変更の縦覧

現在、津久見市では都市計画道路の見直しに伴う「都市計画道路の変更」について都市計画変更手続きを進めており、このたび、市民の皆さまを対象に都市計画道路の変更に関する案の縦覧を行います。

なお、この案に対してご意見がある方は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができません。

縦覧期間

7月12日(月)～7月26日(月)
8時30分～17時

縦覧場所

市役所まちづくり課

※土・日を除く

問い合わせ先

まちづくり課 ☎ 82・9515

令和3年津久見市成人式

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み延期としておりました「令和3年津久見市成人式」は、令和3年8月14日(土)10時30分から津久見市民会館で開催します。

※今後の感染症の拡大状況等によっては、開催内容の変更、もしくは従来の集会形式での開催は行わずオンライン配信のみでの開催となる場合があります。最新の情報はホームページをご確認ください。

※新成人の皆さまには、6月18日(金)に案内状等を発送しました。

※問い合わせ先 生涯学習課 ☎ 82・9528

バスの車内事故防止のお願い

一般社団法人大分県バス協会ではただいま、走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになつてご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまり下さい。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

農業用廃プラスチック類回収

肥料袋や農薬ボトルなどの農業用廃プラスチック類は法律で「産業廃棄物」と定められています。農業用廃プラスチック類の回収を行いますので、種類に分けて梱包し、持ち込みをお願いします。

※回収費は有料です。

※ビン・缶は回収しません。

1キ35円(税抜)

※日時 7月14日(水) 8時30分～12時

場所

J A おおいた県南柑橘選果場

問い合わせ先

南部事業部園芸課 ☎ 63・1147

県南柑橘選果場 ☎ 82・1717

市税等の納付窓口開設

仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時

7月8日(木)・29日(木) 17時～20時

※納税以外の相談や申告については対象外です。

問い合わせ先

税務課 収納対策班 ☎ 82・9512



じんけんふれあいシリーズ ⑮ 地域社会とともに生きる

高齢者の人権

「8050問題」から考える

◇「8050問題」とは？

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」です。

ひきこもりという言葉が社会に出はじめるようになった1980年代～90年代は若者の問題とされていましたが、約30年が経ち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、長期高齢化が進んでいます。

◇終わりの見えない子の扶養

子どもは仕事がなく収入がないため、いつまでも親が扶養しなくてはなりません。親の年金が一家の主たる収入源になります。世の中、裕福な家庭ばかりではありません。わずかな年金だけでは、いくら質素な生活を心がけていても、高齢になるほど医療や介護での支出も多くなるため、家計が破たんするのはもはや時間の問題なのです。

◇コロナ禍から懸念される親子を取り巻く環境悪化

高齢者をめぐっては、虐待、災害弱者、生きがい喪失、悪徳商法や振り込め詐欺の被害、孤立死など、様々な人権問題があります。

この「8050問題」もその一つですが、現在の収束が見えないコロナ禍の中、解雇や雇止め、また人との交流機会の減少など、親子をとりまく環境の悪化が懸念されています。

内閣府のひきこもり調査 (2018年、15年調査)

15～64歳のひきこもり 全国推定 115万人

うち40～64歳 61.3万人

こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ちはじめています。

ミカンバエ防除のお願い

温州みかん(極早生、早生、普通)、小みかん、キンカン、はるみ、ポンカン、果研4号にはミカンバエという害虫が産卵します。

ミカンバエの被害果が流通すると、みかんのイメージダウンになり、みかん産地として大きな打撃を受けることになります。

庭先等で1本でも栽培されている方も、モスピラン等防除薬の散布をお願いします。散布は天気の良い日に行ってください。

▼一斉防除日

【極早生(9月出荷分)】

7月24日(土)～8月1日(日)

【極早生(10月出荷分)、温州みかん、小みかん、ポンカン、キンカン、はるみ、果研4号】

1回目

7月24日(土)～8月1日(日)

2回目

8月21日(土)～9月5日(日)

問い合わせ先 農林水産課
☎82-9514



地域おこし協力隊の足あと②4 ～協力隊リレーコラム～ 梅原 辰哉 隊員

こんにちは！津久見市地域おこし協力隊の梅原辰哉です。
今年の四月で任期が三年目に入り、自分の就農に向けた活動を主に、今後就農を目指すみなさんに向けた活動も続けています。



<近況報告>

今年からは、農家の元で研修を受けながらも、来年以降の就農に向け、一人で様々な作業に取り組んでいます。四月からは、剪定や肥料ふり、除草などといった作業を一か所の畑で行わせていただき、気付かされる部分が多くありました。

また、これまでの活動から就農への手助けになればと思い、新規就農者に向けた資料やガイドブックの作成も本格的に始めています。

残り一年、自身の就農はもちろんですが、新規就農者に向けた活動も続けていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。



←こちらをご覧ください！
「地域おこし協力隊」
Facebookページ

●問い合わせ先 / 商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 ☎82-2655

出張労働相談・夏の集中労働相談会の開催

大分県では、企業や社会の持続的な発展のため、労働生産性の向上と誰もがいきいきと安心して働ける職場環境を整えていく「おおいた働き方改革」を推進しています。その一環として、県主催の労働相談会や労使双方の意識啓発のためのセミナーなどを実施していますが、より身近で気軽に相談できる機会を設けるため、大分市にて3日間の労働相談会を開催します。

●日 時：令和3年8月24日(火)～26日(木)の3日間

●場 所：J:COMホルトホール大分(大分市)

【日程】

- ・8月24日(火) 13時～16時 会場：2階 201・202会議室
大分市主催の「まちなか労働相談」として社会保険労務士や県職員が対応します。
 - ・8月25日(水) 13時～20時 会場：3階 303会議室
大分県主催の「労働なんでも相談」として県職員が対応します。電話相談も可能です。
 - ・8月26日(木) 13時～16時30分(受付16時まで) 会場：2階201・202会議室
大分県主催の「巡回特別労働相談」として弁護士や労働基準監督官等が対応します。
- ※面談相談の際は、マスクの着用にご協力ください。

●問い合わせ先：大分県労政・相談情報センター(県雇用労働政策課内)

☎097-532-3040



要介護、要支援認定をされている方には、介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した負担割合証を交付しています。

現在お持ちの負担割合証の有効期限は、令和3年7月31日(土)までとなっています。改めて前年の所得に基づいて判定を行い、7月下旬に負担割合証を郵送します。現在、要介護、要支援の認定をされている方については、申請不要です。

8月1日以降に介護保険サービスを利用するときは、新しい負担割合証をサービス事業所に提示するようお願いいたします。

▼問い合わせ先 長寿支援課
☎82・9533

介護保険負担割合証を送付します

後期高齢者医療広域連合から歯科口腔健診のお知らせ

○歯科口腔健診の実施について

対象者：大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳又は81歳の誕生日を迎える方
(対象者には、6月末に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しております。)

検査項目：問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内の状況、歯周組織の状況、飲み込み機能の状況

実施期間：令和3年7月1日から令和3年12月28日まで

実施機関：大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関
健診を受診する際は、事前予約が必要です。

持参するもの：①被保険者証(カード)、②歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙1枚 両面印刷)
※被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合があります。紛失した場合や送付されていない場合は、広域連合までお問い合わせください。

費用：歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料です。
※健診にて治療が必要と診断された場合の治療費については、自己負担となります。

●問い合わせ先 / 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1773

第71回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～

毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。

【“社会を明るくする運動”とは】

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

—— 行動目標は以下の2点です。 ——

- ・ 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ・ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

つぐなう、とはその後の人生をきちんと生きぬくこと。
犯罪や非行をにくむのと同じようにあやまちを悔いる人を受け入れられるかどうか。
立ち直りへの決意と、それを支える社会。
ともに試されるのが更生保護の取組です。

『おかえり。』

市指定文化財「二村薫調査記録」が寄贈されました

市指定文化財となっている「二村薫調査記録」（４５件）が、所蔵者である二村美枝子（上青江畑在住）さんから教育委員会に寄贈されました。

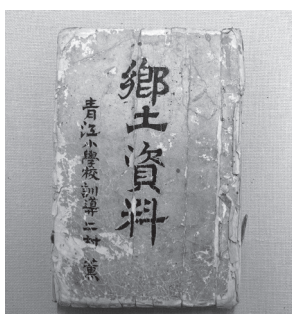
二村薫氏（１８９４年＜明治２７＞～１９４８年＜昭和２３＞、上青江畑出身・元教師）は、青江地区を中心に調査研究をすすめた郷土史家として知られ、自らを「溪（けい）友（ゆう）」と名乗りました。

研究分野は多岐にわたっており、中でも「郷土資料」（大正１４年）は明治末期から大正にかけての青江地域の自然や歴史、文化を総合的にまとめたものとして大変貴重な資料です。

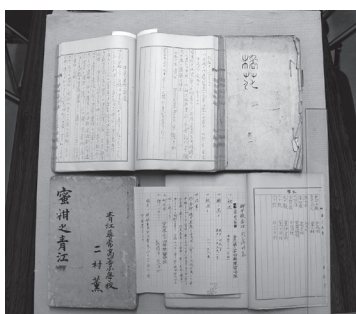
また、みかんの栽培法やその歴史を研究した資料は見るべきものが多く残っており、「蜜柑之青江」「橘花」「全國柑橘沿革史」などは、後年、刊行された『津久見柑橘史』（昭和１８年）の基礎資料となるなど学術的にも高く評価されています。

資料の中には、わが国の柑橘類の中では最も古い木として知られる「尾崎小みかん先祖木」を国指定天然記念物に指定申請する際（昭和１２年）の状況や歴史的経緯を記したことや、現存する木としては二番目に古いものとされる「家康公お手植えのみかん」（静岡市・駿府城公園内）のことを調べた資料なども記されています。

「溪友文庫」と称されるこうした研究資料が、所蔵者のご厚意により一括して寄贈されたことから、文化財を所管する生涯学習課では、これらの資料を、市民図書館で郷土資料（特別貴重資料）として保管し、その活用に向けていくことにしています。なお、寄贈された資料の一部を市民図書館で７月１８日（日）まで展示しています。



「郷土資料」ほか寄贈された資料の中から



二村 薫 氏（昭和５年撮影）

令和３年度市民図書館企画展 「戦争の記録から学ぶ平和の尊さ」を開催します

太平洋戦争末期、昭和１９（１９４４）年、サイパン島が陥落すると日本本土も本格的な空襲を受けるようになり、翌昭和２０年３月１８日、大分は初めての空襲を受け、当時、航空隊のあった佐伯、大分、宇佐の三カ所が爆撃されました。そして、６月２３日の日本軍の沖縄決戦での敗北により、本土決戦も覚悟せざるを得ない状況となっていきました。

津久見地域では、こうした敗戦濃厚となった混乱の中、７月２５日に起きたアメリカ軍戦闘機により投下された爆弾が島の国民学校（現保戸島小学校）の校舎を直撃、授業中の教師、児童合わせて１２７名が即死、７５名が負傷するという保戸島空襲や、７月２８日の日代村赤崎の爆撃のこと。そして、８月１５日、終戦を告げる玉音放送が流れた後、旧大分海軍航空基地（大分市・大洲総合運動公園内）から出撃し、最後の特攻となった中津留達雄大尉（津久見出身）のことなどが語り継がれてきました。しかし、現在では、津久見市でもその時代を体験した人たちの大半が亡くなり、わずかに残る方々も高齢化がすすみ、次世代への継承がむずかしくなっています。

そのため、生涯学習課では、こうした戦争の記憶を継承するための活動として、毎年、市民図書館で「戦争の記録から学ぶ平和の尊さ」と題して企画展を開催してきました。第８回目となる今年も、下記のとおり開催します。

- 期 間 ／ 令和３年７月２０日（火）から８月１８日（水）
場 所 ／ 津久見市民図書館
主 催 ／ 津久見市・津久見市教育委員会・生涯学習課
主な内容
- ・ 戦争回避に向けた動き
 - ・ 戦時下の津久見
 - ・ 保戸島空襲の惨劇
 - ・ 中津留大尉最後の特攻 など



←『子らを偲びてー保戸島空襲の記録ー』の著者得丸正信氏所蔵の色紙

●問い合わせ先 ／ 生涯学習課 ☎８２－９５２８

第2回網代島フォトコンテスト 作品募集

網代島の魅力を伝えることをテーマとしたフォトコンテストを開催します。今回のフォトコンテストの最優秀作品は、増刷する網代島のパンフレットの表紙に使用します。あなたの視点から撮影した素敵な網代島の写真で、パンフレットの表紙を飾ってみませんか？

○募集期間：令和3年7月1日(木)～8月13日(金)必着

○応募規定：サイズ A4サイズもしくは四つ切(ワイド四つ可)(1人1点まで)

※組み写真や合成写真、日付が写し込まれているもの、台紙に張ったもの、額に入ったものは不可とします。

※今年及び概ね5年以内に応募者自身が撮影し、全ての権利を有している網代島の未発表写真。

○応募方法：応募票を作品の裏面に添付し、生涯学習課まで郵送またはお持ち込みで応募してください。(応募票は市のホームページからもダウンロードできます。)

※応募作品の返却は行いません。

※入賞作品の著作権は応募者に帰属しますが、使用の権利は主催者に帰属します。なお、著作権者の了承を得て、必要に応じて画像のトリミングや色調補正などの加工を行う場合があります。

○結果発表：令和3年8月下旬を予定 (最優秀賞：1名・優秀賞：2名・入選：5名)

○展示：令和3年9月14日(火)～26日(日)(津久見市民図書館玄関ホール)

※詳細については市のホームページからご覧いただくか、生涯学習課へお問い合わせください。

●問い合わせ先 / 生涯学習課 ☎82-9528

津久見幹部交番からのお知らせ

おおいた夏の事故ゼロ運動

夏期における交通事故を防ぐために、「おおいた夏の事故ゼロ運動」を県民の皆さんと一緒にを行います。

< 期 間 >

令和3年7月12日(月)から7月21日(水)までの10日間

< 一斉行動日 >

7月12日(月) 早朝または夕刻における街頭啓発日

7月21日(水) 早朝または夕刻における街頭啓発日

※新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせる場合があります。

< 重 点 >

- 1 横断歩道でのマナーアップ！
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止！
- 3 自転車の安全利用の促進！
- 4 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底！

昨年、日本自動車連盟が全国の「信号機のない横断歩道における車の停止率」を調査した結果、大分県は九州ワースト1位でした。

横断歩道は、「歩行者優先」であり運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など法令に違反する歩行者が犠牲になる交通事故も発生しています。

「マナーアップ」は、運転者だけではなく、歩行者も含めて道路を利用するすべての方が対象です。交通安全のため、交通ルール・マナーをしっかりと守りましょう。

●問い合わせ先 / 津久見幹部交番 ☎82-2131